平成２５年（フ）第２９０号
宮崎市大工３丁目87番地　弥生荘203号、前住所宮崎市池内町陀羅迫912番地１　市営住宅142棟24号
債務者　野杉　洸太
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９４号
宮崎市鶴島３丁目121番地５　鶴島コーポ406号
債務者　大野　弘子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９７号
鹿児島県霧島市国分福島１丁目３番７号
債務者　水口　　満
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
鹿児島県霧島市霧島大窪611、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市札元１丁目14番７号
債務者　有村　幸彦
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
石川県加賀市柏野町イ64番地１
債務者　辻　　政一
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１７２号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9806番地メゾン坂喜201号室
債務者　富井　正夫
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10831番地２　ヤングレアベスＥ
債務者　中村　　靖
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第５８号
長野県伊那市上牧7073番地２　サンライズ南原３号
債務者　牛山　　剛
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第３４２号
愛知県稲沢市松下２丁目９番６号　ミライング91．203
債務者　魏　　麗麗
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６９７号
京都市山科区竹鼻扇町２番地15、住民票上の住所京都市伏見区醍醐御陵西裏町33番地の56
債務者　中山　君子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９９５号
京都府向日市寺戸町修理式25番地の１
債務者　中井　　健
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０３号
京都市右京区太秦安井西裏町20―12　第二ひかり荘３号室、住民票上の住所京都市右京区太秦安井西裏町22番地　前田荘１Ｆ３号
債務者　鈴木　　進
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２０号
京都市右京区谷口梅津間町16番地
債務者　都竹　哲夫
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２７号
京都府宇治市槇島町本屋敷40―１　グリーンタウン槇島２号棟502、住民票上の住所京都府宇治市天神台３丁目１番地の159
債務者　梅野　浩志
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８９７号
大阪府松原市田井城４丁目44番地の８
債務者　片岡　満久
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９７８号
堺市北区東浅香山町３丁145番地10　浅香山団地25―104号
債務者　中田　朋子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
兵庫県宍粟市波賀町鹿伏161番地、住民票上の住所兵庫県宍粟市波賀町鹿伏152番地
債務者　平　　貞幸
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部